

エゾシカによる農林業被害の軽減対策の推進

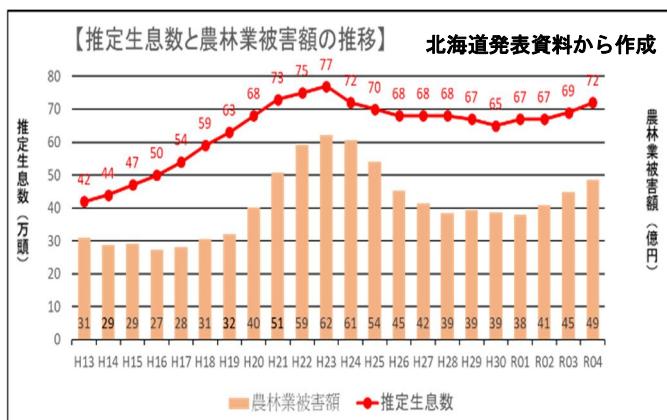
北海道森林管理局は、エゾシカによる農林業被害の軽減に向け、エゾシカの捕獲事業を実施するほか、自治体との連携による捕獲、狩猟者への対応に取り組んでいます。

計画保全部保全課

【エゾシカによる被害の現状】

エゾシカは、推定生息数・農林業被害額ともにピークであった平成23年に近づきつつあるなど森林生態系への大きな影響が懸念されています。

令和4年度の推定生息数は、72万頭と増加傾向にあり、エゾシカによる農業被害額は、令和4年度は48.5億円で、令和3年度と比較して3.7億円増と毎年増加となっています。



全国的に見るとニホンジカによる森林への被害は、平成に入った頃から顕著となり、下草が採食されて表土がむき出しとなるなど、森林の持つ本来の機能に大きな影響を与え、深刻な状況となっています。

北海道においても、生息密度の高い地域では同様の状況がみられるとともに、線路内侵入や列車との衝突、車との交通事故は、右肩上がりに増加し、社会的な影響も生じるなど、捕獲等による対策が必要となっています。

【エゾシカ被害の実態把握】

北海道森林管理局では、平成21年度より全道各地に調査プロットを順次設置(348プロット)し、エゾシカが森林生態系に与える影響を科学的かつ詳細に把握する調査「詳細影響調査」を行っています。

また、令和2年度から防護柵を設置した個所において、森林の回復状況などを確認するための経過観察も併せて行っています。

【森林づくりとしての捕獲事業】

エゾシカにより、森林の健全な育成への影響がみられることから、北海道森林管理局では、森林づくりの一環として森林整備事業によるエゾシカ捕獲を行っています。具体的な方法としては、囲いワナ、くくりワナのほか、林道を封鎖したうえで、餌による誘引とモバイルカリング(銃器による車両内外から発砲)なども行っています。



↑ モバイルカリング



↑ 囲いワナ

【市町村等との連携による捕獲】

エゾシカの越冬地は判っているものの、積雪などで駆除者が現地に行けないというケースが多く、そのような場合、自治体との協定により、森林管理署が除雪と餌による誘引を行い、自治体が捕獲

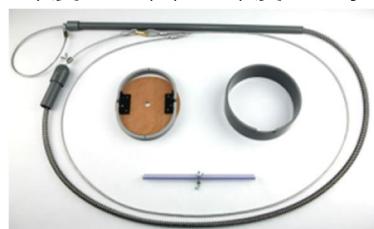
を実施する捕獲連携の取組を行っています。

また、北海道が推進期間を定め、各自治体が一齊捕獲に取り組む場合にも林道除雪の協力をするほか、市町村単独で行う有害鳥獣捕獲に際しては、フィールド提供やワナの貸出しなどの連携した取組を行っています。

【職員によるワナの設置】

狩獣者の高齢化など、捕獲者不足と言われる中、職員によるくくりワナ捕獲にも取り組んでいます。

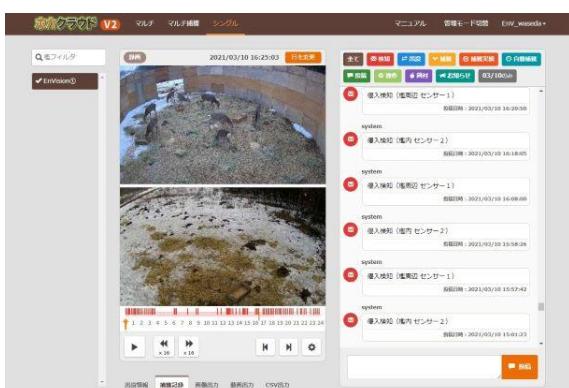
この取組は、令和2年度から令和4年度まで宗谷森林管理署で実施され、合計53頭を捕獲しています。令和5年度は、稚内市の小学校周辺にクマの出没が相次いだため、中止としました。



今年度も、くくりワナ捕獲実施を計画していますが、周辺地域の状況を見極めながら取り組んでいきます。

【情報通信技術の導入によるエゾシカ対策】

捕獲事業の実施にあたっては、省力化及び効率化のため、IOT自動撮影カメラを設置して捕獲状況の確認や、AIによるエゾシカ画像判別ソフトによる候補地選定、また、大型囲いワナではICT捕獲システムでの遠隔操作による頭数確認と捕獲を行っています。さらに、ジビエ活用が可能な地域においては、積極的に囲いワナによる生体捕獲を行っています。



↑ ICT 遠隔捕獲システム

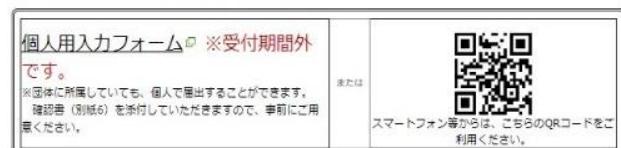
【狩猟について】

日本国内に広く生息するニホンジカは、7つの地域亜種が存在し、その個体であるエゾシカ(オ

スの体重約130～150キログラム)は、他の亜種と比べて、かなりの大きさです。

エゾシカは、狩猟の対象として人気が高く、道外から多くの狩猟者が北海道を訪れます。エゾシカの捕獲数は、令和3年度で約14万頭ですが、そのうち狩猟によるものは3.4万頭で、捕獲数のおおよそ4分の1を占めています。

狩猟のため国有林に入林する際は、事前手続きを必要としますが、狩猟がエゾシカによる被害軽減に寄与していることを踏まえ、北海道森林管理局での手続きの一元化と、従来の紙による手続きのほか、オンライン手続きも可能とするなど狩猟者の負担軽減にも努めています。



2.オンラインによる全道一括競業入札 ↑ オンラインの入力フォーム (ホームページより)

受付後、届出代表者様にて確認メールなどを送
り、林野等は、指定のサイトから全員分のPDF
を送ります。
ご指定のメールアドレスにて、ダウンロード先のURLなどをメールで通知します。
注) @maff.go.jp からのメールとなりますので、迷惑メール受信拒否など受信制限の解除等をお願いします。
注) 畠山管理署、遠東3箇所林野等、統括入林証等の発行が可続ですが、狩猟者登録番号確認まで発行(通知)を保留
しますので、ご注意ください。

・全道一括競業入札 (入林者名簿) (EXCEL : 19KB) (別紙3-2 国体オンライン・データ拠出用)

・確認書 (別紙6) (PDF : 380KB) (別紙6)

【狩猟による事故防止に向けて】

一方、道内の可猟区は、一部猟区を除いて狩猟に関する管理を行わない、いわゆる「乱場」となっており、猟銃による事故も後を絶ちません。

国有林には、森林整備などの各種事業の実施や森林レクリエーションを楽しむなど、様々な目的で入林している方がいます。

猟銃による事故は、被害者、加害者ともに一生を左右することから、狩猟者向けの講座や安全の呼びかけ、入林が見込まれる区域の銃猟禁止区域や誤侵入防止のゲートなどの安全対策を行っています。

【おわりに】

今年度の重点取組事項として「森林病虫獣害への対策」を掲げています。ナラ枯れ病の拡大防止とエゾシカの森林への被害軽減に向け、今後も市町村等と連携した取組を進めます。